

神奈川県議会 令和元年第3回定例会 防災警察常任委員会

令和元年9月27日

西村委員

私は、まず高齢運転者に対する施策について伺っていきます。

さきの本会議で私ども公明党からは、代表質問でも一般質問でも、高齢の方が運転するに当たってのさまざまな施策ということで提言を交えながら質問をさせていただきました。

一つには、高齢者の交通加害事故防止対策ともいえると思うのですが、その大きな効果的な施策として自主返納制度があるのですが、免許を返納していくだくに当たって、免許自体がなくなることへの抵抗感がおありの方はいるのではないかでしょうか。

それで調べてみたら、一部返納ということができることを知りました。

例えば、自動車には乗らないが、原付には乗れるように免許を置いておきましょう。近くにお買い物に行ったり、病院に少しお薬をとりに行くときはそれを活用していただこう。しかも手元には免許証が残りますというアプローチの仕方をすれば、自動車の運転免許の返納が進むのではないだろうかという一石を投じる質問でありましたが、なかなかこの一部返納は進んでいない、実績がない。その理由の一つとしては、この制度自体をご存じないのではないだろうかと感じたところであります。

一部返納を含む運転免許証の自主返納制度について伺っていきたいと思うのですが、初めに、運転免許証の自主返納制度の概要について伺います。

運転免許課長

自主返納制度とは運転免許証が必要なくなった方や、運転に不安を感じるようになった方が御自分が保有する免許の取り消しをみずから申請して運転免許証を返納することができることとする制度であります。この取り消しの申請につきましては、保有する全ての免許について申請できるか、例えば、今、御指摘のとおり、普通車は運転しないが原付車は運転したいといった要望に対応するため、一部の免許のみの取り消しを申請すること、いわゆる一部返納といった手続もあります。

西村委員

今、申請することとおっしゃいました。それでは、運転免許証の一部返納における具体的な申請内容とはどういったものなのでしょうか。

運転免許課長

一部返納につきましては、例えば大型、普通、原付といった複数の免許を持っている方が大型免許を取り消したいという免許種類を減らす申請や、普通免許のみを持っている方が普通免許を取り消して、新たに原付免許を受けたいといった申請ができるものであります。

具体的な申請手続につきましては、取り消したい免許の種類と受けたい免許の種類を同時に運転免許取消申請書に記載して提出し、新たな免許証の交付を受けるものとなります。

西村委員

さて、ことしの4月に東京都豊島区東池袋で大変悲しい、痛ましい交通事故が発生いたしました。多くの方の記憶に新しいところだと思うのですが、報道等を見ますと、その発生後に自主返納をされる方が多くいらっしゃったというテレビのニュース、新聞等の報道を見ます。あの事故の発生後の県内における自主返納の状況について伺います。

運転免許課長

県内の自主返納の状況ですが、まず、保有する免許全ての取り消しにつきましては、事故発生後の5月から7月までの3カ月間で約1万2,000件、前年比で約5,300件増加しております。これは4月まで前年比で減少傾向だったものが5月以降は増加に転じている状況であります。

なお、一部の免許の取り消しにつきましては、5月からの3カ月間で約440件となっており、前年比で約260件増加しております。一部返納につきましては、昨年9月から前年比で増加し続けている状況です。

西村委員

自主返納件数が5月以降、県内において増加傾向となっていることはわかりましたが、今申し上げたように、報道の力が大きかったのではないかと思うところです。自主返納制度の周知に向けた本県の取り組みについて伺います。

運転免許課長

自主返納制度につきましては、交通安全キャンペーン等における御案内を始めとして、県警察のホームページ、あるいは高齢者講習時の教本に掲載しておりますほか、東池袋の交通事故を受けまして、交通事故御遺族からのメッセージと題しましたポスターを掲示するなど、周知活動を行っているところです。

また、平成29年からは卒業証書と題していますが、こういったものをデザインしたクリアファイルを関係団体と協力して作成しまして、免許証を返納した高齢者に配付するなど、運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進しているところです。

西村委員

高齢運転者が自主返納しやすい環境の整備を促進するために、一部返納の周知に向けた今後の取り組みについて伺います。

運転免許課長

一部返納の手続につきましては、図や表を見せるなどして、わかりやすいホームページの改良を行いますとともに、関係機関、団体と連携し、あらゆる機会を通じまして周知活動に努めています。また、日曜窓口における自主返納の申請受理、家族等による代理申請の受理のほかに自治体自主返納サポート協議会、先ほども答弁ありましたが、これら関係機関と協力した支援拡充を図るなどして、自主返納しやすい環境の整備に努めています。

あわせて、運転を継続する方に対しましては、安全運転サポート車の普及促進、さらには高齢者講習におけるきめ細かな交通安全教育など、運転免許証の更新の機会を排除することなく、高齢運転者のさまざまニーズへ適切に対応できるよう、各種取り組みに努めています。

西村委員

私ども公明党県議団といたしましては今回、高齢者の皆様の安全な運転、また交通手段の確保という意味合いから、当委員会に意見書も挙げさせていただいているところです。また、皆様の御賛同をいただけますようよろしくお願ひいたします。

さて次に、高齢者講習等の円滑化についてです。

高齢者講習もたくさん声をいただきまして、申し込んでも長く待たなければいけない、免許の切りかえまで間に合うかはらはらするというお声をいただいて、代表質問でその期間の問題や、今後の手立てについて質問をさせていただいたところです。

そこで、高齢運転者が県警察が行っている高齢者講習等を円滑に受験、受講できる取り組みについて伺っていきます。

まず本年、高齢者講習等の受験、受講対象となる高齢運転者はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

運転教育課長

本年、高齢者講習等の受験、受講対象となる高齢運転者は認知機能検査の受験対象者数が 13 万 593 人、高齢者講習の受講対象者数が 23 万 9,691 人となっております。

西村委員

高齢者講習等を実施している自動車教習所の予約がなかなかとれないというお声を伺っております。予約してから受験、受講するまで、どのくらいの受験、受講待ち期間があるのか、把握していらっしゃったら教えてください。

運転教育課長

本年 6 月末現在、高齢者講習等の受験、受講待ち期間の平均日数につきましては、認知機能検査では 35.4 日、高齢者講習につきましては 64.8 日となっております。

西村委員

64.8 日たったころにしっかりと覚えていらっしゃるのかということが少し不安な気がいたします。通知が来たときにすぐに対応していただくのがいいということを改めて認識をさせていただきました。

県警察では、高齢者講習等の円滑な実施に向けた取り組みとして、1月から運転免許センターにおいて、公安委員会による認知機能検査を実施し、また 4 月からは指定自動車教習所協会も認知機能検査を実施していると承知をしておりますが、これまで何人の方が受験されているのでしょうか。

運転教育課長

本年 8 月末現在、運転免許センターにおいて、公安委員会が実施している認知機能検査の受験者数につきましては 440 人です。また、指定自動車教習所協会が実施している認知機能検査の受験者数は 390 人となっております。

西村委員

自動車教習所に対し、高齢者講習等の各会場における受入人数の拡大を働きかけたと承知をしております。具体的にどのような経緯で、どのようなことを働きかけて、受験、受講待ち期間の短縮に努めているのか伺います。

運転教育課長

本年3月、警察庁から認知機能検査及び高齢者講習の待ち期間の短縮のための諸対策の強化についての通達が発出されました。県警察では、この通達に基づき、自動車教習所に対し、高齢者講習等の運用の弾力化について働きかけを行いました。

具体的には、県警察から自動車教習所に対し、認知機能検査につきましては、15人のところを20人以下、高齢者講習の双方向型講義では6人のところを12人までと緩和されたことを説明し、会場の受入人数の拡大について協力を求め、受験、受講待ち期間の短縮に努めたところです。

西村委員

受け入れの人数を緩和して広げられたということですが、やはり受け入れられるほうも大変なのだろうと思いますので、さまざまな手立てを考えていきたいと思います。

今後も高齢者講習等の受験、受講される方がふえていく中で、県警察として高齢者講習等の円滑な実施に向けた今後の取り組みについて伺います。

運転免許課長

県警察としましては、今後も継続して自動車教習所に対し、高齢者講習等の各会場における受入人数の拡大などの働きかけを行い、受験、受講待ち期間の短縮を図るなど、高齢者講習等の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

西村委員

全く私の個人的な経験で、しかも大分以前のことでの恐縮なのですが、高齢者講習を受けにこられた方が運転自体はしっかりされたのだが、お帰りになると段差で転んで骨折されたということがありました。そうなると、教習所としてもバリアフリー化など、いろいろな御苦労をされていると思うので、そういう御配慮もいただきたいと思うところです。

高齢者の運転免許証の自主返納制度については、県警察の取り組みや県民への周知状況について理解をしたところですが、この制度について理解されていない、御存じない高齢者の方々、また、一部返納が可能であることをほとんど県民の皆さん御存じないと思います。周知の必要はあると考えます。

一方で、それがいいと言えないことも私は理解しています。実は川崎区、とても二輪事故が多いものですから、では二輪に乗ってくださいと言えないこともわかっています。しかし制度としてある限りは、それをしっかりとお伝えをしなければいけないだろう、その上で御判断をいただく一つの手立てにしていただきたいと思います。

また、今回はホームページでわかりやすくと言っていただきました。このホームページの話については、第2回定例会でも県警のホームページはわかりにくいということを私は言ってしまいました。早速直していただいてありがとうございます。当時は、高齢運転者というページがなくて、生活にお困りの方へというところから、高齢運転者に行くというものだったのが、すぐ高齢の運転者のほうに行けるようになりました。

一つ思うのは、いろいろな課題が出てくる。でき上がっているところに次から次に継ぎ足すから、どうしてもそうなってしまうと思います。交通だけでは

なく、そろそろ抜本的なホームページの見直しについて、全体的に連携をしていただいて、今の時宜にかなった、何を求めているのかというホームページについても考えていただきたいと思います。

また今後、運転免許センターにおいて、公安委員会による高齢者講習の実施について検討していただきたいと、代表質問でも申し上げましたし、その方向性を御答弁いただいたものと受け取っています。

中には、高齢者が二俣川まで行くのかという声もいただいたのですが、考えようとして、御家族と一緒に行ったら、家族の方がお父さん、お母さんが運転する様子を見ていただけるのではないしょうか。近所の教習所ですと、一緒に行こうとはしないと思います。だから、一つのモデルケースとして、そういうことはやっていただく。

また、第2回定例会でも提案をしました、作業療法士。神奈川発でやっていますが、今のところ、いらっしゃらない日もある。しかし、いつでも作業療法士がいて、運転シミュレーターでその人の運転の特性を指示、あるいはこういうところを気をつけたらいいと指導していただけるとなると、また違うアプローチの仕方ができると思いますので、この神奈川の取り組みをより一層進めていただきたいと思います。

意見、要望続いて言いますが、高齢者ではないのですが、今回、道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例、御説明されておりました。先行会派の御説明で大分内容がわかりましたので、質問ではなく、意見と要望だけ言わせてください。

今回、手数料が減額をされた中に免許証の再交付手数料がありまして、その中で、これまでなくしたり、壊したりしたときだけでしたが、当該要件が緩和されて、例えば写真を変えたいときも大丈夫という御説明をされていました。

実は昨年、一人の方から声をいただいた国会で扱っていた問題に、がんと闘っている方が髪の毛が抜ける、医療用の帽子をかぶって警察署に行って免許証をとろうと思ったら帽子をとれと言われたという声をいただいた、6月の参議院の決算のときにこのことを言いました。そうしたら、当時の国家公安委員長の小此木国家公安委員長がそれは大変だということで、すぐに通達を全国に出していただけて、12月には道交法施行の規則自体も改正していただけて、医療用帽子を認めるということになりました。

ですから、手数料が変わったというだけではなくて、実は自分が納得いかない顔写真の免許証のままだと思っていらっしゃる方が神奈川県にもいらっしゃるかもしれませんので、しっかりとそういった意味合いからも正しい情報の広報をしていただけたらと思うところで要望させていただきます。

もう一つは、県外での大規模災害発生時における県警察の活動について伺います。

先ほど活動から得た教訓といったことを先行会派が御質問されていたのですが、私からは改めて少しきめ細かい聞きたいと思うのですが、県外で大規模災害が発生した場合の県警察の対応について伺います。

危機管理対策課長

県外で大規模災害が発生した場合には、警察法第 60 条に基づき、被災地の都道府県公安委員会から警察庁、または他の都道府県警察に対して援助の要求がなされ、警察職員が派遣されることとなります。派遣された職員は被災地において被災状況の把握、被災者の救出救助、行方不明者の捜索などの活動に従事をいたします。

西村委員

派遣される部隊がどのような部隊なのか伺います。

危機管理対策課長

県警察では、県外で大規模災害が発生した際、複数の部隊で編成された警察災害派遣隊を編成し、必要に応じた部隊を派遣しております。

西村委員

警察災害派遣隊にはどういった部隊があるのでしょうか。

危機管理対策課長

警察災害派遣隊は東日本大震災の教訓から、災害に幅広くかつ長期間対応することを目的として、平成 24 年に、これまでの広域緊急援助隊から再編成されました。この部隊は直ちに被災地に派遣する即応部隊と長期間の派遣を可能とする一般部隊に分けられ、即応部隊は広域緊急援助隊、緊急災害警備隊など 4 部隊、一般部隊は特別警備部隊、特別生活安全部隊などの 7 部隊で編成されております。

西村委員

警察災害派遣隊は具体的にどのような活動をするのでしょうか。

危機管理対策課長

即応部隊は、大規模災害発生直後から被災地等に派遣され、被災者の救出救助や行方不明者の捜索、道路交通の確保、御遺体の検死や身元確認などの活動を行います。

一般部隊は、大規模災害発生から一定期間経過後、派遣が長期にわたる場合、治安の維持、交通対策、避難所等における相談活動などを行います。

西村委員

先ほど大規模災害で派遣されたいろいろな事例の御紹介がありました。ところでこの警察災害派遣隊の中に女性警察官は含まれているのでしょうか。

危機管理対策課長

警察災害派遣隊の一般部隊は特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊の 7 部隊で編成され、このうち特別生活安全部隊は通称やまゆり隊として女性警察官で編成をされております。

西村委員

やまゆり隊は具体的にどのような警察官が担当をされ、どういった活動実績があるのでしょうか。

危機管理対策課長

やまゆり隊は、警察本部生活安全部各課及び警察署生活安全課に所属する女性警察官を中心に編成されることとなります。やまゆり隊の活動内容につきま

しては、避難所等における被災者を対象とした防犯指導や相談受理等の任務となります。

活動実績につきましては、警察災害派遣隊の再編成以前の活動実績を含めますと、平成23年の東日本大震災では、福島県と宮城県に合わせて28人、平成28年の熊本地震では熊本県に10人、平成30年7月豪雨では岡山県に4人の女性警察官を派遣しております。

西村委員

支援を行った際に、被災者からはどういった反響があったのか伺います。

危機管理対策課長

やまゆり隊の活動に関しましては、これまで赴いた被災地の方々から、話を聞いてもらえてよかったです、女性警察官だと話しやすい、制服で来てくれると安心しますなどの反響がありました。

西村委員

では一方で、派遣された部隊員からはどのような感想が上がっているのでしょうか。

危機管理対策課長

派遣された部隊員からは、困っている人に寄り添うという警察官の原点を思い出すことができました。前を向いて進もうとする力強い被災者の姿に逆に励まされました。涙を浮かべて感謝され、警察官であること、制服の重みを改めて認識いたしましたという感想がありました。

西村委員

この質疑をさせていただきたいと思った背景には、実は委員長、副委員長に御差配いただいて、この夏に委員会調査で岡山県高梁市に入らせていただいたときに、高梁市の職員の方が真っ先に言っていただいたことの一つが、女性の警察官を神奈川県警に派遣していただきたい、本当にありがとうございましたとおっしゃったもので、どれぐらいやまゆり隊の皆さんのが活動されているのかということを明らかにしたいと思いました。今も印象に残っていらっしゃるそうです。そして多くの方が本当に安心したという声もいただきました。

女性警察官の役割は今後もふえることはあっても減ることはないと思います。そして、被害者の方、あるいはそうやって被災された方に寄り添うような思いで、女性警察官に活躍をしていただきたいと心から思うのですが、改めて本日この委員会を拝見すると、残念ながら答弁していただくお席に誰一人として女性がいらっしゃらないというのが少しひつかかるところですが、今、警察庁では1割を目指していらっしゃると伺っています。また神奈川県警も8.9%まで伸びてきた。そして、今、やまゆり隊の御紹介があったように、活躍する女性警察官がふえてきていることも伺っております。

今後も女性警察官の活躍の場をふやしていただきたい、より一層、男性、女性かかわりなく、県民の安心・安全を獲得するために働いていただける体制を進めていただけますよう要望いたします、私の質問を終わります。